

自衛官等募集対象者の情報提供について<令和6年9月1日改定>

桜井市では、防衛大臣及び自衛隊奈良地方協力本部からの依頼を受け、自衛官等の募集対象者情報（氏名・住所）を紙媒体で提供しています。

自衛隊では全国で多数の市町村から紙または電子データで名簿の提供を受けており、対象者情報の提供は桜井市独自の制度ではありません。

本市から提供した情報は、自衛隊からの募集案内の配布に限定して利用されることとなり、目的外利用の禁止やシュレッダーによる廃棄処置等についても自衛隊奈良地方協力本部と誓約書を交わし、個人情報の適切な管理を徹底しています。

令和5年度より自衛隊への情報提供を希望されない方は、申出をいただくことにより、自衛隊へ提供する情報から除外しています。

詳しくは以下をご覧ください。

情報提供の対象者

情報提供を行う翌年度に18歳または22歳に到達する方で、桜井市に住民登録がある日本国籍を有する方（ただし、支援措置の手続きをされている方は除きます）

令和7年度情報提供の対象者

① 令和8年度に18歳になる方

平成20（2008）年4月2日～平成21（2009）年4月1日生まれの方

② 令和8年度に22歳になる方

平成16（2004）年4月2日～平成17（2005）年4月1日生まれの方

※自衛隊への情報提供を希望されない方（除外を希望される方）は、令和7年5月1日（木）～令和7年11月28日（金）の期間に除外申請書を提出してください。

（除外申請の詳細については、下記に記載しています。）

情報提供の法的根拠等

（1）情報提供の根拠

自衛官募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められています。

自衛隊法第97条第1項では「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と定められており、自衛隊法施行令第120条では「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認め

るときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と定められています。

また、防衛省及び総務省から令和3年2月5日付「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」の通知で、「募集に関し必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと」と明記されています。

(2) 個人情報の保護に関する法律との関係

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日より施行されたことに伴い、地方自治体の個人情報の取扱いに関しては、同法の規定に基づき実施することになりました。同法第69条第1項では、法令に基づく場合を除き、個人情報の提供を制限していますが、本件については、自衛隊法施行令第120条に基づき募集対象者の個人情報の提供をするものであり、法令に基づく適正な事務です。

自衛隊への情報提供を希望されない方へ（除外申請の受付）

本件が法令等に違反する情報提供ではないことは前述のとおりですが、令和5年度より自衛隊への情報提供を希望されない方への配慮として、本人、法定代理人等から事前に除外申請の手続きを行っていただくことにより、提供する情報から除外しています。

1. 受付期間

令和7年5月1日（木）～令和7年11月28日（金） ※土・日・祝を除く

【窓口で申請する場合】 午前8時30分～午後5時15分

【郵送で申請する場合】 受付期間内必着

※郵送の場合は、本人確認書類の写しを同封してください。

※健康保険証の写しを送付する際は、保険者番号及び被保険者記号・番号をマスキング（黒で塗りつぶし）してください。また、マイナンバーカード（個人番号カード）の写しを送付する際は、表面（顔写真のある側）の写しを送付してください。なお、郵送の際は、個人情報を含んだ資料であることから、簡易書留を推奨します。

2. 提出書類

【対象者本人が提出する場合】

- ・ 除外申請書
- ・ 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、健康保険証、旅券等）

【法定代理人が申請する場合】

- ・ 除外申請書

- ・対象者の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、健康保険証、旅券等）
- ・法定代理人の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、健康保険証、旅券等）
- ・対象者と法定代理人が同一世帯でない場合は、対象者本人との関係がわかる書類（戸籍謄本等）

【対象者本人・法定代理人以外が申請する場合】

- ・除外申請書
- ・対象者の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、健康保険証、旅券等）
- ・代理人の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、健康保険証、旅券等）
- ・対象者本人からの委任状

【申請書等様式のダウンロード】

- ・除外申請書
- ・委任状

3. 提出先

郵便番号 633-8585

桜井市大字粟殿 432-1

桜井市 市民生活部 市民課 宛

電話番号 0744-42-9111（内線 2661・2662）

4. 注意事項

除外申請は申し出た年度に限り有効となります。

18歳の対象年度に情報提供の除外申請をされた方で、22歳の対象年度においても提供を希望されない方は、再度申請が必要です。